地域子ども・子育て支援事業に係る教育・保育提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域(以下「提供区域」)として設定しなければならないとされているものです。

提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや、提供体制の 確保方策を設定する単位として用いられるとともに、教育・保育施設の認可の際に行われ る需給調整の判断基準となります。

2 子ども・子育て支援事業計画に定める事項

子ども・子育て支援事業計画においては、提供区域ごとに下記の内容を定める必要があります。

- ・提供区域の設定の趣旨及び内容, 状況等
- ・各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

<市町村子ども・子育て支援事業計画におけるイメージ>

提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう,地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定。

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
量の見込み	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)
確保方策	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)
2-1	0人	0人	0人

放課後児童健全育成事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
2-1	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0人

3 提供区域の設定に当たっての留意事項

提供区域の設定に当たっては、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業に共通の区域とする必要がありますが、地域子ども・子育て支援事業については、利用実態等に応じて、事業ごとに異なる提供区域を設定することが可能とされています。

4 区域設定の対象となる地域子ども・子育て支援事業等について

事業の名称	区域設定(案)	資料番号
①地域子育て支援拠点事業	地区ブロック	別紙①
②妊婦健康診査	全市(市内全域)	別紙②
③乳児家庭全戸訪問事業	全市(市内全域)	別紙③
④養育支援訪問事業	全市(市内全域)	別紙④
⑤子育て短期支援事業	全市(市内全域)	別紙⑤
⑥ファミリー・サポート・センター事業	全市(市内全域)	別紙⑥
⑦一時預かり事業	地区ブロック	別紙⑦
⑧延長保育事業	地区ブロック	別紙⑧
⑨病児保育事業	全市(市内全域)	別紙⑨
⑩放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校区	別紙⑩
⑪利用者支援事業【新規】	全市(市内全域)	別紙⑪